企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（有価証券届出書等の記載の特例） **第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。 ［一～六　略］ 七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合（第九号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　第一号に定める事項 八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　第五号に定める事項 九　本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前に第八条第二項の規定により当該株券の募集又は売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的として当該募集又は売出しを行う必要があるとき　次に掲げる事項 イ　第一号又は第五号に定める事項 ロ　発行数又は売出数及び売出価額の総額 十　［略］ （外国会社届出書の提出等） **第九条の七**　［略］ ２　法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　第七号様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ　［略］ ロ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　事業等のリスク」 ハ　［略］ 二　第七号の四様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ　［略］ ロ　「第三部　発行者情報」の「第３　事業の状況」の「３　事業等のリスク」 ハ　［略］ ［３・４　略］	（有価証券届出書等の記載の特例） **第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。 ［一～六　同上］ 七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合　第一号に定める事項 八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合　第五号に定める事項 ［号を加える。］ 九　［同上］ （外国会社届出書の提出等） **第九条の七**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」 ハ　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　「第三部　発行者情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」 ハ　［同上］ ［３・４　同上］